

■議案第71号 四万十町地域審議会条例を廃止する条例について

【要旨】

四万十町地域審議会については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、合併前の高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村のそれぞれの区域に設置していたが、本年 3 月末日をもって、設置期間が終了したため、本条例を廃止するもの。

また、本条例の廃止により、四万十町学校適正配置審議会の委員構成及び支所の担任事務に改正の必要が生じたため、附則により四万十町学校適正配置審議会条例及び四万十町支所及び出張所設置条例の改正を行うもの。

【主な条例改正内容】

四万十町地域審議会条例の廃止

四万十町学校適正配置審議会条例の一部改正

四万十町学校適正配置審議会委員構成から、地域審議会の委員（3 人以内）を除く。

委員総数を 20 人以内から 17 人以内に改める。

四万十町支所及び出張所設置条例の一部改正

支所の担任事務から、地域審議会の拠点となることを除く。

【根拠法令】 市町村の合併の特例等に関する法律 （抜粋）

（地域審議会）

第 22 条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（次項において「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

四万十町地域審議会条例

平成18年 7 月 3 日 条例第208号

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第22条第1項の規定に基づき、合併前の高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村のそれぞれの区域（以下「関係区域」という。）を対象とする地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(名称)

第2条 審議会の名称及び対象区域は次のとおりとする。

- (1) 四万十町窪川地区地域審議会 合併前の高岡郡窪川町の区域
- (2) 四万十町大正地区地域審議会 合併前の幡多郡大正町の区域
- (3) 四万十町十和地区地域審議会 合併前の幡多郡十和村の区域

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、関係区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 四万十町まちづくり計画の変更に関する事項
- (2) 四万十町まちづくり計画の執行状況に関する事項
- (3) 町有林の管理経営及び収益活用事業に関する事項
- (4) 地域振興局の機能配置及び組織・機構に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 審議会は、関係区域に係る必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審議会は、関係区域ごとに15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、関係区域に住所を有する者で次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 区長連絡協議会の代表者等
- (2) 公共的団体等に属する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募により選任された者（5人以内）

3 行政機関の職員及び地方公共団体の議会議員は、公募による委員に選任しないものとする。

4 公募による委員の選考については、町長が別に定める。

(任期及び報酬等)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、関係区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。
- 4 委員の身分は非常勤の特別職とし、報酬及び費用弁償については、四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号）による額とする。

（会長及び副会長）

第7条 関係区域の審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、毎年3回以上開催するものとする。ただし、審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があった場合は、町長は審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 審議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、関係区域を管轄する企画課又は地域振興局の地域振興を担当する部署において処理する。

一部改正〔平成25年条例31号〕

（雑則）

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮りこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第31号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。